

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 参照条文

目次

○ 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成三十年六月一日法律第三十四号）抄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○ 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成三十年六月一日法律第三十四号）抄

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中統計法第四条の改正規定、同法第四十五条の改正規定及び同法第四十九条の次に一条を加える改正規定並びに次条並びに附則第三条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。